

## 県の減収補てん臨時給付金に独自の給付金が上乗せされる自治体があります

当 FAX ニュース No47 でお知らせした、県の「営業時間短縮要請対応臨時給付金」の申請をされた方（2020年12月か2021年1月の事業収入が前年同月比で3割以上減少している方）を対象として、安芸市、香南市、四万十市が、独自の追加給付金制度を設けています。営業時間を短縮したかどうかにかかわらず、医療機関も対象となります。給付金額、申請締め切りがそれぞれ違うので、ご注意ください。詳細、申請方法については各市のホームページでご確認ください。

	上限金額	
安芸市・営業時間短縮要請対応臨時給付金	2020年12月分及び2021年1月分の前年同月比の減収額の合計で、上限額は法人40万円、個人20万円	7月31日（土）消印有効
香南市・事業継続支援金	2020年12月分あるいは2021年1月分どちらか1か月分のみ前年同月比の減収額で、上限額は法人40万円、個人20万円	6月30日（水）まで
四万十市・営業時間短縮要請対応臨時支援金	2020年12月分か2021年1月分が前年同月比で3割以上減収している場合、減収している月ごとに一律に法人20万円（2カ月で40万円）、個人10万円（2カ月で20万円）	6月30日（水）まで

## 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その42）」（4/21付）

- ①都道府県等が、自宅・宿泊療養を行っている者に対する症状増悪時の健康相談対応を事業者に委託している場合に、医師が往診をして往診料を算定できる例について。
- ②令和2年4月18日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」の3の「簡易な報告」によって入院料を算定する例で、運用開始までに報告が間に合わない場合、事前に各地方厚生（支）局に相談を行い、追って簡易な報告を実施することでよい。
- ③以下の診療行為名称等について、診療報酬明細書等に記載する場合の略号が示されました。

診療行為名称等	略号
12月15日事務連絡1.及び2月26日事務連絡1.に示す小児の外来における対応について	小コ
2月26日事務連絡2（1）①に示す「医科外来等感染症対策実施加算」	外コ
2月26日事務連絡2（1）②に示す「歯科外来等感染症対策実施加算」	外コ
2月26日事務連絡2（1）③に示す「調剤感染症対策実施加算」	調コ
2月26日事務連絡2（1）④に示す「訪問看護感染症対策実施加算」	訪コ
2月26日事務連絡2（2）に示す「入院感染症対策実施加算」	入コ

## 「税務調査アンケート」「個別指導アンケート」にご協力ください。

2つのアンケートを、4月号協会ニュースに同封してお送りしています（4/6 発送）。締め切りを4月末としていましたが、5/1中にFAX（088-832-5229）あるいは返信用封筒でご返送いただければ結構ですので、ご協力お願いいたします。用紙がない場合は、協会事務局（TEL088-832-5231）までご連絡下さい。